

堆肥を利用する園芸農家の皆様へ

平成23年8月10日
栃木県農政部経営技術課
安足農業振興事務所

準備されている堆肥の利用に当たっては、次のことを参考にしてください。

1 県の検査では、原発事故前に製造した堆肥は、屋外保管を含めすべて暫定許容値（400Bq/kg）以内でした。通常どおり利用できます。

2 事故後に製造した堆肥は、下記の材料が含まれていないことを確認して下さい。

高濃度の放射性セシウムを含むわらや牧草を給餌した可能性のある家畜のふん尿や敷わら。
事故後に野外から収集した植物資材（稲わらや落ち葉、雑草等）。

3 独自に検査機関で検査し、暫定許容値以内であることを確認した堆肥は、利用できます。

4 畜産農家で生産される牛ふん堆肥の利用については、今後、国の検査ルールにもとづくこととなりますので、随時状況をお知らせします。

問合せ先

安足農業振興事務所

電話番号 0283-23-1431

栃木県農政部 経営技術課技術指導班

電話番号 028-623-2322